

基本目標3 就学前の子どもの教育・保育の充実

施策の方向1 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の充実

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	(☆)就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保	就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、基本的には、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。 既存の保育園の園舎整備支援を行い、待機児童が生じている低年齢児の定員を拡大します。	・園舎整備支援による低年齢児(0～2歳)の定員拡大(認可保育園1園) 平成31年度定員 1,265人(+3人) (内訳) 0歳108人(+3人)、1歳187人(+1人)、2歳228人(+2人)、3～5歳741人(△3人)	◎	保育・幼児教育無償化の動向に注視しつつ、将来的な保育需要を見定め、計画的に適正な提供体制を確保していく。	子育て支援課	
2	適切な教育・保育給付と指導監督	新制度により創設された、子どものための教育・保育給付費を適切に支給するとともに、教育・保育給付費の支給に係る対象として、市の「確認」を受けた施設、事業者が、市が定めた基準に従い良質な教育・保育が提供されるよう、指導監督を行います。 新制度では、市町村の「確認」を受けた、幼稚園、保育園、認定こども園は特定教育・保育施設となり、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う事業者は特定地域型保育事業者となります。	認可保育園等への指導検査 ・東京都が実施する検査への立ち合い検査 2園 ・市が実施する指導検査 2園 認可保育園への集団指導 1回	○	引き続き、東京都の実施する検査への立会い検査を実施し、保育の質の維持・向上を図るとともに、市が単独で指導検査を実施するため、実施要綱及び指導検査基準を作成する。	子育て支援課	社会福祉課
3	連携のための取組	地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、卒園後も継続して教育・保育が提供されるよう、連携協力先となる幼稚園、保育園、認定こども園を確保しなければならないことから、必要に応じて市が関与します。 また、幼児の生活、発達及び学びの連続性、更には小学校教育への円滑な移行に関し、幼稚園、保育園、小学校の関係者による連携と相互理解等を図るため、羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を開催します。	【保育の実施】 安定的、継続的な事業運営が行えるよう地域型保育事業者に対する補助や連携施設となる認可保育園と委託契約を行った。 【幼保小の連携】 羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会では、部会を中心とした相互理解促進のための活動を行った。部会では、相互理解促進のための情報交換・意見交換の手法として、部会員一人ひとりの発言の機会を確保するとともに、より率直な意見を出しやすいよう、少人数でのグループワーク形式(ワールドカフェ)を取り入れた。また、交流事業については、市内全小学校に協力していただき、小学校1年生の給食の様子を見学し、児童の様子や先生の指導法、幼稚園、保育園で活かせること等、参加した部会員相互で意見交換を行った。 また、子育て相談課が主催する発達支援講演会に委員、部会員が参加し理解を深めた。 (懇談会1回、部会4回、交流事業1回開催、発達支援講演会への参加) 【保育園等の巡回相談の実施】 子育て相談課において、幼稚園や保育園などの集団生活の中で、保護者や園職員の気づきを適切な支援に繋げていけるよう、臨床心理士による市内幼稚園、保育園への巡回相談を開始した。	◎	保育の実施にあたっては、今後も地域型保育事業者が安定的、継続的な事業運営が行えるよう必要に応じて市が関与していく。 また、幼保小の連携については、引き続き、部会を中心とした相互理解促進のための活動を行って行く中で、学校区ごとに交流事業を企画・実施するなど、自主的な取り組みが活性化していくよう取り組んでいく。	子育て支援課	子育て相談課・学校教育課・教育支援課
4	幼稚園教諭と保育士の合同研修	相互の連絡体制・連携を確立するとともに、教育・保育内容の充実と職員の資質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士等の交流や研修会を実施します。	羽村市幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の部会を中心に情報交換・意見交換を行い、相互理解の促進を図った。情報交換・意見交換の手法として、少人数でのグループワーク形式(ワールドカフェ)を取り入れるなど、部会員一人ひとりの発言の機会を確保するとともに、より率直な意見を出しやすい工夫した。 交流事業は、懇談会委員、部会員を対象に実施した。内容は、市内全小学校協力のもと1年生の給食の様子を見学し、児童の様子や教師のかかわり方を通じて、生活の様子や指導方法を学び、意見交換を行った。 また、子育て相談課が主催する発達支援講演会に委員、部会員が参加し理解を深めた。 (懇談会1回、部会4回、交流事業1回、講演会1回)	◎	引き続き、部会を中心とした相互理解促進のための意見交換・情報交換を行うとともに、学校区ごとに交流事業を企画・実施するなど、自主的な取り組みが活性化していくよう取り組んでいく中で、保育士、幼稚園、小学校教諭の交流や研修の機会の拡充に努めていく。	子育て支援課	

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
5	評価による質改善	幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。	私立保育園3園で第三者評価、利用者調査を実施した。	◎	各保育園の評価結果を公表することにより、保護者が施設を選択する際の目安とするとともに、評価や調査の結果を活かし、保育サービスの質の確保・向上を図るよう必要に応じて指導を行い、第三者評価の受診を促していく。	子育て支援課	
6	教育・保育の一体的提供	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。	情報提供を適宜行うとともに、各施設からの相談に対し、適切に対応した。	◎	認定子ども園に対する情報提供を行い、各園の意向を把握し、情報提供や相談に適切に対応していく。	子育て支援課	
7	民間保育園の施設整備	既存の認可保育園4園の園舎建替えに対して、財政支援を行うことにより、認可保育園の入園待機児童が生じている低年齢児の定員拡大と、子どもたちの良質な保育環境を整備します。	・園舎整備支援による定員拡大(認可保育園1園) 低年齢児(0～2歳)を中心とした定員拡大 3人 補助額 233,665,000円	◎	施設建て替えにより低年齢児の定員拡大と保育環境の整備を図ることができた。	子育て支援課	
8	市立保育園の民営化	市では、多様な保育ニーズへの対応や待機児童の解消など、全ての子どもと家庭への総合的な子育て支援を推進するため、平成22年に策定した「羽村市立保育園民営化ガイドライン」に則して、市立保育園(4園)の民営化を進めています。既に3園の民営化が完了しており、この計画の期間中に残る1園の民営化を行います。	引き続き民営化後の保育園の運営や保育内容の確認等を行い、保護者等の要望については、園に伝え、保育サービスの向上に努めた。	◎	平成28年度末をもって、公立保育園全園(4園)の民営化が完了した。	子育て支援課	

基本目標3 就学前の子どもの教育・保育の充実

施策の方向2 保育事業の充実

番号	事業名	事業内容	平成30年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	家庭的保育事業	保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。	家庭的保育者への補助金や認可保育園との連携を支援した。 ・家庭的保育者 5人	◎	家庭的保育事業の安定的、継続的な事業運営を支援していく。	子育て支援課	
2	(☆)時間外保育事業(延長保育事業)	就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園2園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。	2時間延長実施園:3園 月平均利用人数:138人	◎	保護者の多様な働き方に対応し、子育て及び就労の両立の支援を図ることができた。	子育て支援課	
3	(☆)子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業)	保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを児童養護施設で預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、児童養護施設に委託して実施しています。今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。	*利用日数:110日 (利用事由:仕事50日、リフレッシュ17日、その他43日) *減免日数:51日 (減免対象は生活保護受給世帯と市民税非課税世帯。一日の利用につき2,000円の減額を行った) *委託施設と4市2町の協議会を開催し、委託料(運営費)の見直しを行った。	○	一時的に養育が困難となった家庭の支援ができた。また育児疲れや育児不安の大きい保護者の育児負担を軽減できた。 単価や受け入れ条件等について、同じ施設にショートステイを委託している4市2町での協議会を定期的に開催する。	子育て相談課	
4	(☆)一時預かり事業	一時預かり事業には、幼稚園の通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に預かる保育事業と、保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで預かる保育事業があります。	認可保育園4園、認定こども園3園、認証保育所1園で実施した。 利用延べ児童数:2,145人	◎	保護者の育児負担の軽減や子育て及び就労の両立の支援を図ることができた。	子育て支援課	
5	(☆)病児保育事業(病児・病後児保育事業)	子どもが病氣中又は病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。 病氣の回復期にある子どもの保育(病後児保育)は、現在、市内認可保育園1園で実施しており、今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。 病氣中の子どもの保育(病児保育)は実施していませんが、利用意向のある医療機関に併設された施設での実施などについて検討します。	病児保育事業を小児科医併設施設1園で、病後児保育事業を認可保育園1園で実施した。 病児保育利用延べ児童数:231人 病後児保育利用延べ児童数:73人	◎	料金設定等を見直したことで、より利用しやすくなった。	子育て支援課	
6	休日保育事業	認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	認可保育園1園で休日保育を実施した。 延利用人数:351人	◎	日曜日及び祝日に保育が困難な家庭の支援を行うことができた。今後も市民ニーズをとらえ、実施していく。	子育て支援課	
7	年末保育事業	12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。	認可保育園7園、認証保育所1園で実施した。 利用者数:23人	◎	年末に保育が必要な家庭の支援を行うことができた。今後も市民ニーズをとらえ、実施していく。	子育て支援課	
8	定期利用保育事業	パートタイム勤務、短時間労働など、保護者の様々な就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。	待機児童が発生した場合の受け皿の一つとしての利用を見据え、利用条件や利用可能時間の見直しを図った。 認可保育園5園、認定子ども園1園、認証保育所1園で実施 延べ利用児童数:2,205人	◎	多様な保育需要に対応したサービスを提供することで、子育てと就労の両立への支援を図ることができた。 また、利用条件や利用可能時間の見直しが利用者の増に繋がった。	子育て支援課	
9	障害のある子どもの保育	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。	各園からの要請に応じて、関係機関からの助言を求め、適切な保育が実施できた。	◎	各機関の連携をより一層深め、障害のある子どもの状況に応じた保育が実施できるよう支援していく。	子育て支援課	
10	認証保育所事業	多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。	認証保育所への運営費等の補助金を交付し運営を支援した。	◎	多様化する保育ニーズに対応するため認証保育所の財政支援を図ることができた。	子育て支援課	